

水里子

環 廃 第 251 号
令和 2 年 6 月 17 日

静岡県電気工事工業組合 理事長 様

静岡県くらし・環境部長

令和 2 年度静岡県 P C B 含有電気機器督促訪問調査への御協力について（依頼）

日頃から本県の P C B （ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の推進に御協力いただき、お礼を申し上げます。

県では、P C B 含有電気機器類（変圧器、コンデンサー、照明器具用安定器）の所有者調査を、平成 28 年度から繰り返し実施しているところですが、いまだに多くの方から回答がいただけていないことから、未回答者に対し、下記のとおり、督促訪問調査を実施することとしました。

つきましては、貴団体会員や顧客へ周知していただくとともに、顧客等から本件に関する問合せや電気機器類の確認作業の依頼がありましたら、「2 依頼事項」により御対応いただけます等、引き続き本調査への御協力をお願いします。

記

1 督促訪問調査の概要

（1）対象者

賀茂、東部、西部地区、県内17市10町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、函南町、清水町、長泉町、小山町、御前崎市、掛川市、菊川市、袋井市、磐田市、湖西市、森町）の P C B 含有電気機器類所有者調査（平成28年度から実施）における未回答者

（1,458 件）

※志太榛原地区（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、牧之原市、吉田町）は、令和元年度に実施済。

（2）実施方法

県が委託した事業者（株式会社ゼンリン静岡営業所）が、令和 2 年 5 月末時点の未回答者の電気機器設置場所住所に訪問し、回答の督促及び聞き取りを行います（様式は別添のとおり）。

なお、回答の項目のひとつとして、担当の電気主任技術者の氏名や連絡先等を記載する欄がありますので、御承知おきください。

（3）実施期間

令和 2 年 6 月 22 日（月）から令和 2 年 9 月 30 日（水）まで（予定）

2 依頼事項

対象者より、P C B 含有電気機器類所有者調査への回答の必要性についての問合せがありましたら、以下の旨をお伝えください。

取り外したもの、使用中のものを問わず、高濃度 P C B を含有した電気機器類を所有している者は、P C B 特別措置法により、安定器は令和 3 年（2021 年）3 月末まで、変圧器・コンデンサー類は令和 4 年（2022 年）3 月末までの処分が義務付けられています。

本調査はその所有の有無を把握するための重要な調査であり、法定処理期限を過ぎて高濃度 P C B 廃棄物を所持していた場合は、法律に基づく行政処分などの不利益が生ずることが想定されますので、本調査の趣旨を御理解いただき、早急に御回答をしていただきますようお願いします。

＜参考＞P C B 含有電気機器類所有者調査（平成28、29年、令和元年度実施）の概要

(1) 調査対象者

産業保安監督部に届出をした自家用電気工作物設置者（約 2 万件）

(2) 調査内容

変圧器、コンデンサー、照明器具の設置／保管状況、P C B 含有の有無等

(3) 調査方法及び実施時期

ア 調査票の送付・回収：平成28年 8 月～10月、平成29年 9 月～12月、等

イ 未回答者への督促（電気保安協会顧客に限る）：平成 31 年 1 月～3 月

ウ 往復ハガキによる簡易調査：令和元年 8 月～9 月

エ 電話督促調査：令和元年 10 月～12 月

オ 督促訪問調査（志太榛原地区）：令和 2 年 2 月～3 月

(4) 未回答者数

令和 2 年 5 月末時点：1,586 件

担当：廃棄物リサイクル課

産業廃棄物班

電話：054-221-2424